



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 156 2016年06月08日

タイ商標法改正(続)

タイ改正商標法は 2016 年 4 月 29 日に官報に公告された。改正法は当該公告日から 90 日後の 2016 年 7 月 28 日に発効する。改正法にはタイが 2016 年にマドリッド・プロトコルに加盟するための商標登録に関する新たな章が設けられている。

知的財産局は現在マドリッド・プロトコルに加盟するための規則案を作成中である。知的財産局はまた(1)国内の国際登録出願の受理(2)タイを指定する国際登録出願の受理及び処理をする新たな部署を準備している。

注)タイ改正商標法の要点は弊社パットワールド [Vol.146\(2016 年 3 月 24 日\)](#)をご参照ください。

タイ商標の出願、登録及び更新の新たな公費は以下の通りとなる。

新規出願:	5 商品・役務まで	THB1,000(約 ¥ 3,050)
	6 商品・役務以上	THB9,000 (約 ¥ 27,450)
登 録:	5 商品・役務まで	THB600 (約 ¥ 1,830)
	6 商品・役務以上	THB5,400 (約 ¥ 16,470)
更 新:	5 商品・役務まで	THB2,000 (約 ¥ 6,100)
	6 商品・役務以上	THB18,000(約 ¥ 54,900)

(出典:Tilleke & Gibbins)